

環境経営レポート

(対象期間: 2023年7月21日 ~ 2024年7月20日)

第8号



ユーフー管工事株式会社

作成日: 2024年9月20日

目 次

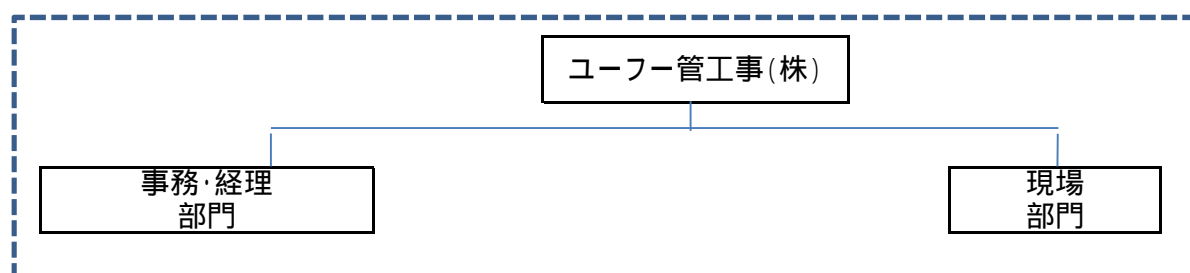
・ 組織の概要		P 1
・ 実施体制		P 2
・ 環境経営方針		P 3
・ 環境経営目標		P 4
・ 環境経営計画		P 5
・ 環境経営目標の実績とその評価、次年度の環境経営目標		P 6
・ 環境経営計画に基づき実施した取組内容		P 7
・ 取組結果とその評価、次年度の取組み内容		
・ 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果		P 8
・ 並びに違反、訴訟などの有無		
・ 代表者による全体の評価と見直し・指示		P 9

組織の概要

1. 事業者名 ユーフォー管工事株式会社
2. 代表者氏名 代表取締役 鈴木 猛立
3. 所在地 本社事務所 : 〒 433-8112 静岡県浜松市中央区初生町1173-17
4. 事業活動 管工事業、土木工事業、水道施設工事業、消防施設工事業
5. 従業員数 9名
6. 環境管理責任者
連絡担当者 鈴木 之子
7. 連絡先
TEL 053-436-4110
FAX ご連絡ください
(E-mail:y_f@mail.wbs.ne.jp)
8. 建設業許可
静岡県知事許可(特-5)第18232号 管工事業
静岡県知事許可(般-5)第18232号 土木工事業・水道施設工事業・消防施設工事業

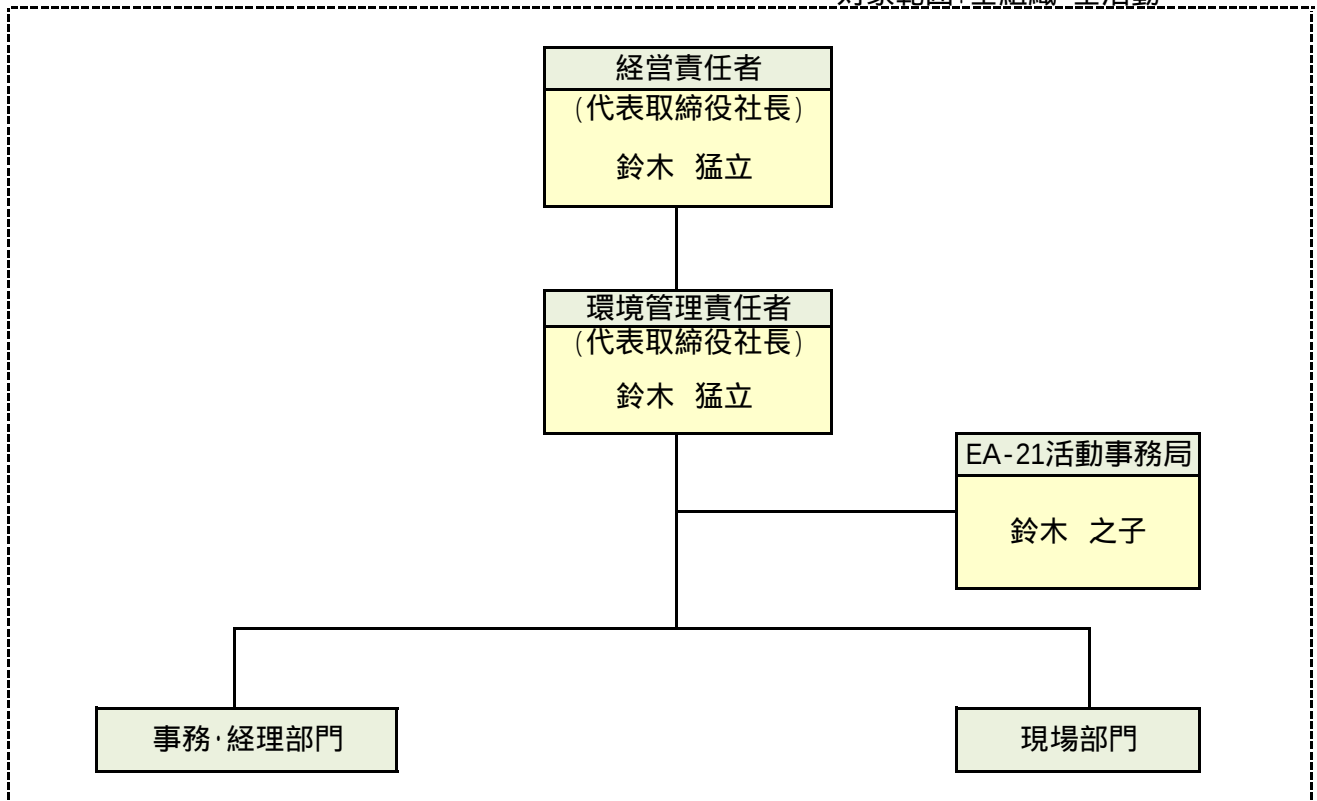
産業廃棄物収集・運搬 自社運搬のみ
第 022011121075号
9. 事業の規模
設立(現在地) 昭和48年4月
資本金 2,000万円
事業規模

活動規模	単位	2023年	2024年
売上高	百万円	131	117
従業員	人	8	9
事務所床面積	m ²	86.5	86.5
倉庫床面積	m ²		
資機材置場	m ²	99	99
10. 事業年度
7月21日～翌年7月20日
11. レポートの対象期間及び発行日
環境経営レポート対象期間(2023年7月21日～2024年7月20日)
環境経営レポート発行日(2024年9月20日)
12. 認証・登録の対象範囲
活動 : 全活動
対象組織 : 全組織



実施体制

対象範囲: 全組織・全活動



< 環境管理組織における機能 >

経営責任者

環境経営全般に対する責任と権限
環境経営方針の作成と社員への周知
全体の評価と見直し
実施体制の構築と見直し

環境管理責任者

環境経営活動の推進
環境経営目標及び環境経営計画の作成
環境経営推進会議の実施
経営者への進捗報告

EA-21活動事務局

各部門のデータのまとめ
経営計画の予実績管理
環境負荷・環境への取組みの自己チェックの実施
環境管理責任者補佐
法規制最新版管理
文書・記録の管理

各部門

環境経営計画の実施
月別部門データの集計
問題点の把握と是正の実施
推進会議の出席
従業員教育

環境経営方針

〈企業理念〉

ユーフー管工事株式会社は、本業である管工事の事業活動を通じて、地球温暖化問題への取り組みや地域の環境活動に自主的・積極的に取り組みます。安全で安心していただける工事を積極的に取り組みお客様に提供することが当社の一番の環境対策と考えて、従業員一丸となって継続的に改善活動に取り組んでまいります。

〈環境経営方針〉

1. 事業活動が環境に与える影響を把握し、環境保全に視点を置いた活動を推進いたします。
建設工事は環境に配慮した工事を実施いたします。
CO₂削減の為に省エネ活動に取り組みます。
建設廃棄物は、建設リサイクル法による適正処理をいたします。
水資源を有効活用し、節水に努めます。
廃棄物の削減活動と再資源化推進の活動に取り組みます。
2. 環境に配慮した活動の目標を設定し、環境経営目標の達成状況及び経営計画の実施状況を定期的に確認・評価し、環境経営システムを継続的に改善致します。
3. 環境に関する法規制及び協定を遵守致します。
4. 全社員が環境経営方針を理解し、それを周知徹底すると共に、この方針を掲示し社員教育を計画的に実施し、環境問題への意識向上を図ります。
また、社外に環境経営レポートを公開し、利害関係者のみならず社会とのより良いコミュニケーションを図って行きます。

制定年月日 2017年10月1日

改定年月日 2021年9月18日 3回目

ユーフー管工事株式会社

代表取締役 鈴木 猛立

環境経営目標

我が社は、事業活動により発生する環境負荷量の変動が大きいことから、環境経営目標の設定方法として前年度実績を基準値とする「スライド方式」を採用している。

1. 2023年度(2023年8月～2024年7月)の環境経営目標

取組項目		単位	2022年度	2023年度	
			2022年8月 ～ 2023年7月	2023年8月 ～ 2024年7月	
			基準値	目標削減率	目標値
環境に配慮した自社の取り組み	環境配慮工事の提案		提案するように努めた		提案するように努める
二酸化炭素排出量		kg-CO ₂	32,937	-0.5%	32,772
内訳	電力	kWh	22,405	-0.5%	22,293
	都市ガス	m ³	1,631	-0.5%	1,623
	ガソリン	L	2,285	-0.5%	2,274
	軽油	L	5,160	-0.5%	5,134
廃棄物	一般廃棄物排出量	%	実施		維持管理に努める
	産業廃棄物排出量	%	79.1		再資源化率60%以上を目指す
水道使用量の削減		m ³	1,024	-0.5%	1,019

< 備考 >

- 「購入電力」の二酸化炭素排出係数は、中部電力(2015年度)の調整後排出係数「0.482kg-CO₂/kWh」を使用した。
- 環境配慮工事の提案については、「提案するように努める。」の定性的な目標とする。

2. 2023年度以降の中期的環境経営目標

取組項目		単位	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
			2023年8月 ～ 2024年7月	2024年8月 ～ 2025年7月	2025年8月 ～ 2026年7月	2026年8月 ～ 2027年7月
			基準値	目標値	目標値	目標値
環境に配慮した自社の取り組み	環境配慮工事の提案		実施	提案するように努める		
二酸化炭素排出量		kg-CO ₂	31,715	1%削減	2%削減	3%削減
内訳	電力	kWh	22,489	1%削減	2%削減	3%削減
	都市ガス	m ³	1,515	1%削減	2%削減	3%削減
	ガソリン	L	1,512	1%削減	2%削減	3%削減
	軽油	L	5,463	1%削減	2%削減	3%削減
廃棄物	一般廃棄物排出量	%	実施	維持管理に努める		
	産業廃棄物排出量	%	62.5	再資源化率 95%以上を目指す		
水道使用量の削減		m ³	944	1%削減	2%削減	3%削減

環境経営計画

(取組期間:2023年8月～2024年7月)

目的	区分	項目	責任者	活動項目	スケジュール											
					8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
環境配慮工事	特定工事他		鈴木之子	工事における騒音・振動・粉じんへの配慮												
				廃棄物の分別												
				グリーン購入に配慮												
二酸化炭素の削減	購入電力	照明	鈴木之子	消灯の徹底(1回/週チェックする)												
				高効率照明機器の維持管理の徹底												
		パソコン・プリンター	鈴木之子	使用しない時はスイッチをOFFとする												
		空調	鈴木之子	温度設定夏28 冬20												
				クールビズ、ウォームビズ												
				フィルター定期清掃	月初	月初	月初	月初	月初	月初	月初	月初	月初	月初	月初	月初
	ガソリン・軽油	乗用車・トラック	鈴木之子	エコドライブ												
				日常・定期点検の実施												
				過積載の禁止												
		重機	鈴木之子	アイドリングストップ												
廃棄物のリサイクル	事務所		鈴木之子	コピー用紙の両面使用												
				3Rの実践												
				廃棄物の分別とリサイクル												
	建設副産物のリサイクル		鈴木之子	廃棄物の分別化												
				電子マニフェストの導入												
				仮設資材、用具のリユース化												
節水	上水		鈴木之子	節水表示												
				漏水の点検	●(取組期間中に1回実施)											

環境経営目標の実績とその評価、次年度の環境経営目標

2022年度(2022年8月～2023年7月)の環境経営目標の実績

項目		単位	2022年度	2023年度				
			2022年8月 ～ 2023年7月	2023年8月～2024年7月				
			基準値	目標 削減率	目標値	削減比率	実績値	評価
環境に配慮した自社の取り組み	環境配慮工事の提案		提案するように努めた		提案するように努める		提案するように努めた	○
二酸化炭素排出量		kg-CO ₂	32,937	-0.5%	32,772	-3.2%	31,715	○
	電力	kWh	22,405	-0.5%	22,293	0.9%	22,489	
	都市ガス	m ³	1,631	-0.5%	1,623	-6.6%	1,515	○
	ガソリン	L	2,285	-0.5%	2,274	-33.5%	1,512	○
	軽油	L	5,160	-0.5%	5,134	6.4%	5,463	×
廃棄物	一般廃棄物排出量	%	実施		維持管理に努める		実施	○
	産業廃棄物排出量	%	79.1		再資源化率 60%以上		62.5	○
水道使用量の削減		m ³	1,024.0	-0.5%	1,019	-7.3%	944	○

< 備考 >

1. 目標比率は、目標値に対する実績値の割合である。
2. 評価判定: ○ (達成)・ (ほぼ達成) -10%以内・ × (未達成) -10%以上

< 評 価 >

電力	原因	売上高減少による社員の事務所滞在の増加
	是正	節電に努める
軽油	原因	気候上昇に伴う使用増加
	是正	節燃料に努める

次年度の環境経営目標

4ページの環境経営目標の通り

環境経営計画に基づき実施した取組内容・取組結果とその評価、次年度の取組内容

(取組期間: 2023年8月～2024年7月)

目的	区分	項目	責任者	活動項目	評価		今後(次年度)の取組内容
					評価	コメント	
環境配慮工事	特定工事他		鈴木之子	工事における騒音・振動・粉じんへの配慮	○	工事時間に配慮した。ブルーシートで粉じんの飛散に配慮した。	継続実施
				廃棄物の分別	○	実施できた	継続実施
				グリーン購入に配慮	○	実施できた	継続実施
二酸化炭素の削減	購入電力	照明	鈴木之子	消灯の徹底(1回/週チェックする)		徹底を強化する余地が有り	強化して継続実施
				高効率照明機器の維持管理の徹底	○	実施できた	継続検討
		パソコン・プリンター	鈴木之子	使用しない時はスイッチをOFFとする		徹底を強化する余地が有り	強化して継続検討
				温度設定夏28 冬20		徹底を強化する余地が有り	強化して継続実施
		空調	鈴木之子	クールビズ、ウォームビズ	○	実施できた	継続実施
				フィルター定期清掃	○	実施出来た	継続実施
	ガソリン・軽油	乗用車・トラック	鈴木之子	エコドライブ		徹底を強化する余地が有り	強化して継続実施
				日常・定期点検の実施	○	実施できた	継続実施
				過積載の禁止	○	実施できた	継続実施
		重機	鈴木之子	アイドリングストップ	○	実施できた	継続実施
廃棄物のリサイクル	事務所		鈴木之子	コピー用紙の両面使用	○	実施できた	継続実施
				3Rの実践	○	実施できた	継続実施
				廃棄物の分別とリサイクル	○	実施できた	継続実施
	建設副産物のリサイクル		鈴木之子	廃棄物の分別化	○	実施できた	継続実施
				仮設資材、用具のリユース化		実施できた	継続実施
節水	上水		鈴木之子	節水表示	○	実施できた	継続実施
				漏水の点検	○	実施できた	継続実施

< 備考 >

1. 取組期間の評価は2022年8月～2023年7月の12ヶ月間の実績評価である。

2. 評価判定: ○(良くてきた), (まあまあできたが徹底を強化する余地有)・(検討した), ×(できなかった)・(実施が見送られた)

環境関連法規の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

1. 環境関連法規の遵守状況

当事業所に適用される環境関連法規の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

評価日 2024年9月20日

評価者 環境管理責任者 代表取締役社長 鈴木 猛立

法規・条例・規制			条項	適用内容または規制基準値	備考	遵守 評価
義務	法令	廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	第6条の2第6項	一般廃棄物の収集運搬業者への委託処理	市条例の収集・処理基準の遵守	○
			第12条第2項	産業廃棄物の適正保管	・保管基準の遵守、保管場所の表示(60cm×60cm 以上掲示) ・廃棄物の悪臭・飛散防止	○
			第12条第5項	産業廃棄物の委託処理	収集運搬及び処分許可業者への委託	○
			第12条第6項	運搬又は処分を委託する場合の処理基準の遵守	処理業者と契約契約書の締結	○
			第12条の3第1項	マニフェストの交付		○
			第12条の3第2項	マニフェストの保管	A票、5年間保管	○
			第12条の3第3項	収集・運搬業者の管理票交付者へのマニフェスト返却	B1票の90日以内の送付等	○
			第12条の3第6項	マニフェストの保管	B2、D、E票の5年間保管	○
			第12条の3第7項	マニフェスト交付状況の知事報告	6/30までに報告書提出	○
			第12条の3第8項	管理票写しの送付がない時の適切な措置の実施	運搬又は処分業者からのB2(90日以内)、D,E票(180日以内)の期間内返却	○
			第14条第1項	産業廃棄物の収集運搬業の許可	県知事の許可	○
			第14条第12項	産業廃棄物処理基準の順守	産業廃棄物収集運搬業者	○
			第14条の2	産業廃棄物の収集運搬業の許可等変更	県知事の許可	○
		建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	第5条	建設業者の責務	分別の励行、リサイクルの推進	○
			第9条	対象建設工事受注者又は自主施工者の分別解体等の実施	解体工事-80㎡以上 新築・増築工事-500㎡以上 その他の工作物に関する工事(土木工事等-500万円以上)	○
			第10条	対象建設工事の発注者又は自主施工者の対象工事の届出	発注者に工事計画等を説明し工事着手7日前までに市長に届出書を提出	○
			第12条	対象建設工事受注者の発注者への届出事項の説明		○
			第16条	対象建設工事受注者の再資源化等の実施		○
			第18条	対象建設工事の元請業者による発注者への特定建設資材廃棄物の再資源化工事等の完了報告	発注者への完了報告	○
		騒音規制法	第31条	技術管理者の設置(解体工事の監督)		○
			第14条	特定建設作業の実施の届出	バックホウ(原動機定格出力80KW以上)を使用する作業	○
		振動規制法	第15条	特定施設の届出改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守(指定地域・時間帯規制)	○
			第14条	特定建設作業の実施の届出	くい打機	○
		下水道法	第15条	特定施設の届出改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守(指定地域・時間帯規制)	○
			第11条の2	使用の開始等の届出		○
			第12条の11	除害施設の設置等	下記基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対する除害施設の設置又は必要な措置の実施義務 <下水排除基準> (1) 温度 45 未満 (2) 水素イオン濃度 5を超え9未満 (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア 鉱油類含有量 5mg/ 以下 イ 動植物油脂類含有量 30mg/ 以下	○
			第22条	設計者等の資格	技術士、第一種技術検定等	○
		家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)	第6条	特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬をする者等への適切な引き渡し、料金の支払	指定家電(テレビ・冷蔵庫他)廃棄時のサイクル料金の支払	該当なし
		自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)	第8条	使用済自動車の引渡義務		
			第73条	使用済自動車の引き取り業者への引き渡し	リサイクル料金の支払(廃車時)	該当なし
		フロン排出抑制法(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)	第16条	冷凍空調機器: 全ての第一種特定機器を対象 自身での「簡易点検(3ヶ月に1回以上)」実施 電動機定格出力に応じ有資格者による「定期点検: 空調機(50kW以上) 1年に1回以上 空調機(7.5kW~50kW未満) 3年に1回以上 冷凍冷蔵庫(7.5kW以上) 1年に1回以上	企業・法人の管理者が確認 簡易点検の実施(3ヶ月に1度) 有資格者による定期点検実施	○
			第41条	第1種特定製品廃棄等実施者の引渡義務	製品管理者のフロン類回収業者へのフロン類の引き渡し義務	該当なし
		建設業法	第3条の1	国土交通大臣に対する一般建設業の許可の申請		○
			第25条第1項	主任技術者の設置		○
			第25条第2項	管理技術者の設置		○
		水道法	第25条の2	指定給水装置工事事業者の指定	給水装置工事主任技術者	○
	静岡県条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例	第71条	騒音に係る特定建設作業の実施の届出(工事開始7日前)	鉄骨及び橋りょうの組み立て作業	○
			第72条	改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守	○
			第88条	振動に係る特定建設作業の実施の届出(工事開始7日前)	くい打機(振動規制法の特定建設作業に準ずる)	○
		浜松市条例	第89条	改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守	○
			第4条	事業者の責務	・従業員に対し産業廃棄物の適正な処理に関する教育 ・関連会社及び子会社への必要な助言及び情報の提供	○
			第6条	土地所有者の所有地等の適正管理	・産業廃棄物の不適正な処理が行われないようにするための所有地等を適正管理の実施	○
			第8条	事業者の産業廃棄物管理責任者の設置		○
			第10条	事業者の産業廃棄物の実地の確認等		○
		浜松市下水道条例	第11条	事業者の産業廃棄物の不適正な処理に係る措置等	・運搬又は処分を委託した産業廃棄物が不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときにおける処理業者に対する是正の要求及び必要な措置の実施等	○
			第9条	使用開始等の届出	公共下水道の使用を開始する者の次に掲げる事項の下水道事業管理者への届出	○
			第11条の2	除害施設の設置	下記基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対する除害施設の設置又は必要な措置の実施義務 <下水排除基準> (1) 温度 45 未満 (2) 水素イオン濃度 5を超え9未満 (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア 鉱油類含有量 5mg/ 以下 イ 動植物油脂類含有量 30mg/ 以下	○

2. 違反、訴訟等の有無

関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟は過去3年間ありませんでした。

代表者による全体の評価と見直し・指示

作成者 鈴木 之子
作成 2024年9月20日

1・見直し 関連情報	項 目	確認 (必要に応じて評価・コメント記載)
	1 エコアクション21文書	☒ 記録・文書として作成しました。
	2 環境経営目標及び目標達成状況	☒ 電力量は未達
	3 環境経営計画及び取り組み実施状況	☒ 継続して取り組みます
	4 環境関連法規要求一覧及び遵守状況	☒ 記録に記載いたしました。
	5 外部コミュニケーション・対応記録	☒ 特に問題ありませんでした。
	6 問題点の是正・予防措置の実施状況	☒ 別紙にて報告します
	7 取引先、業界、関係行政機関、その他の外部動向	☒ 別紙報告の通り
	8 その他()	☐

2・代表者による 全体評価・見直し 指示	2023年8月～2024年7月迄の運用期間中における環境経営目標の達成状況及び環境経営計画の実施状況等について評価を行いました。その結果、売上高減少により社員が事務所に滞在する時間が多くなってきたことから、電力使用量と気温上昇による軽油の目標値を達成することが出来ませんでした。さらに、電力使用量、軽油の削減に心がけるよう従業員に指示したところです。 これまでエコアクションに取り組んだことにより、エコに対する意識が向上してきました。我が社の問題点等がありますが、引き続き目標が達成できるよう取り組んでいきます。そして今後とも、より一層、取組を強化して、全社員が一丸となって、二酸化炭素排出量の削減等、環境負荷量の低減を図って参りたいと考えています。 2024年9月20日 ユーフー管工事株式会社 代表取締役 鈴木 猛立		
	見直し項目	変更の 必要性	「有」の場合の指示事項等
	1 環境経営方針	有・ ☒	今回は変更等の必要はないと考えます。現在の問題点を改善できるよう引き続き努力していきます。
	2 環境経営目標	有・ ☒	
	3 環境経営計画	有・ ☒	
	4 実施体制	有・ ☒	
	5 その他のシステム要素	有・ ☒	
	6 その他(外部への対応)	有・ ☒	